

令和8年7月1日から農地転用届出（市街化区域）の手続きにおいて、  
「土地全部事項証明書(登記簿謄本)」の添付を省略できます。

「登記情報連携システム」を使用し、農業委員会事務局が登記情報を確認することで「登記事項証明書」の添付を省略できます。

## 1 対象となる手続き

市街化区域内の農地転用届出（農地法第4条・5条の届出）

**注意：** 市街化調整区域内の農地転用許可申請については、登記事項証明書の添付が必要となりますのでご注意ください。

## 2 省略できる書類

対象地の「土地全部事項証明書（登記簿謄本）」

## 3 注意事項及びお願い事項

### (1) 最新の登記情報をご確認ください。

届出時点の最新の登記情報（土地の地番、地目、地積、所有者住所・氏名）を必ずご確認くださいの上、届出書に記入してください。記入内容が誤っている場合、交付まで時間がかかる場合がございます。

※所有者の現住所と登記事項証明書上の住所とが異なる場合は、住所の履歴が確認できる住民票・戸籍の附票等を添付してください。

### (2) (1)に使用した登記情報の分かる物の写し等を参考に添付してください。

※インターネットを介した登記情報提供サービスを利用して登記情報を確認している場合、プリントアウトのうえ参考として添付してください。

※登記事項証明書がある場合、写しを参考として添付してください。

### (3) 受付にお時間をいただきます。

受付時にシステム照合を行うため、登記事項の確認に必要なお時間をいただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### (4) 登記手続き中のものは登記情報の確認ができません。

法務局で登記申請中の土地については、システムによる照会ができませんので登記完了後に手続きしてください。

### (5) 登記情報の提供はできません。

本システムは「内容の確認」のために利用するものです。農業委員会から申請者に情報を提供することや、閲覧のご要望にはお応えいたしかねます。

### (6) システム障害等の場合

システム障害等により登記情報の確認ができない場合は、原本の提出をお願いする場合がございます。

【お問い合わせ先】 水戸市農業委員会事務局 農地係  
電話 029-224-1111（内線 6432）